

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第27号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の97.5」を加える。

別表再任用職員以外の職員の部1の項中「144,100」を「146,100」に、「194,000」を「195,500」に、「230,000」を「231,500」に、「263,000」を「264,200」に、「288,900」を「289,700」に改め、同部2の項中「145,200」を「147,200」に、「195,800」を「197,300」に、「231,600」を「233,100」に、「264,900」を「266,000」に、「291,100」を「291,900」に改め、同部3の項中「146,400」を「148,400」に、「197,600」を「199,100」に、「233,100」を「234,600」に、「266,700」を「267,800」に、「293,400」を「294,000」に改め、同部4の項中「147,500」を「149,500」に、「199,400」を「200,900」に、「234,700」を「236,200」に、「268,800」を「269,900」に、「295,500」を「296,000」に改め、同部5の項中「148,600」を「150,600」に、「200,900」を「202,400」に、「236,100」を「237,600」に、「270,500」を「271,600」

に、「297, 400」を「297, 900」に改め、同部6の項中「149, 700」を「151, 700」に、「202, 700」を「204, 200」に、「237, 800」を「239, 300」に、「272, 400」を「273, 400」に、「299, 700」を「300, 000」に改め、同部7の項中「150, 800」を「152, 800」に、「204, 500」を「206, 000」に、「239, 300」を「240, 800」に、「274, 300」を「275, 200」に、「302, 000」を「302, 200」に改め、同部8の項中「151, 900」を「153, 900」に、「206, 300」を「207, 800」に、「240, 900」を「242, 400」に、「276, 400」を「277, 200」に改め、同部9の項中「153, 000」を「154, 900」に、「207, 900」を「209, 400」に、「242, 100」を「243, 500」に、「278, 400」を「279, 200」に改め、同部10の項中「154, 400」を「156, 300」に、「209, 700」を「211, 200」に、「243, 600」を「245, 000」に、「280, 400」を「281, 200」に改め、同部11の項中「155, 700」を「157, 600」に、「211, 500」を「213, 000」に、「245, 200」を「246, 600」に、「282, 500」を「283, 100」に改め、同部12の項中「157, 000」を「158, 900」に、「213, 300」を「214, 800」に、「246, 600」を「247, 900」に、「284, 500」を「285, 000」に改め、同部13の項中「158, 300」を「160, 100」に、「214, 700」を「216, 200」に、「248, 100」を「249, 400」に、「286, 500」を「287, 000」に改め、同部14の項中「159, 800」を「161, 600」に、「216, 500」を「218, 000」に、「249, 600」を「250, 800」に、「288, 600」を「288, 900」に改め、同部15の項中「161, 300」を「163, 100」

に、「218, 200」を「219, 700」に、「250, 900」を「252, 100」に、「290, 600」を「290, 800」に改め、同部16の項中「162, 900」を「164, 700」に、「220, 000」を「221, 500」に、「252, 300」を「253, 500」に改め、同部17の項中「164, 200」を「165, 900」に、「221, 700」を「223, 200」に、「253, 800」を「255, 000」に改め、同部18の項中「165, 700」を「167, 400」に、「223, 400」を「224, 900」に、「255, 400」を「256, 500」に改め、同部19の項中「167, 200」を「168, 900」に、「225, 000」を「226, 500」に、「257, 100」を「258, 200」に改め、同部20の項中「168, 700」を「170, 400」に、「226, 600」を「228, 100」に、「258, 900」を「260, 000」に改め、同部21の項中「170, 100」を「171, 700」に、「228, 000」を「229, 500」に、「260, 500」を「261, 600」に改め、同部22の項中「172, 800」を「174, 400」に、「229, 700」を「231, 200」に、「262, 300」を「263, 300」に改め、同部23の項中「175, 400」を「177, 000」に、「231, 300」を「232, 800」に、「264, 000」を「264, 900」に改め、同部24の項中「178, 000」を「179, 600」に、「232, 900」を「234, 400」に、「265, 700」を「266, 500」に改め、同部25の項中「180, 700」を「182, 200」に、「234, 000」を「235, 400」に、「267, 600」を「268, 400」に改め、同部26の項中「182, 400」を「183, 900」に、「235, 500」を「236, 900」に、「269, 500」を「270, 200」に改め、同部27の項中「184, 000」を「185, 500」に、「236, 900」を「238, 300」に、「271, 300」を「271, 900」

に改め、同部 28 の項中「185, 700」を「187, 200」に、「238, 200」を「239, 500」に、「273, 100」を「273, 600」に改め、同部 29 の項中「187, 200」を「188, 700」に、「239, 500」を「240, 700」に、「274, 800」を「275, 300」に改め、同部 30 の項中「188, 900」を「190, 400」に、「240, 700」を「241, 900」に、「276, 700」を「277, 000」に改め、同部 31 の項中「190, 700」を「192, 200」に、「241, 700」を「242, 900」に、「278, 600」を「278, 800」に改め、同部 32 の項中「192, 400」を「193, 900」に、「242, 900」を「244, 100」に改め、同部 33 の項中「194, 000」を「195, 500」に、「244, 200」を「245, 400」に改め、同部 34 の項中「195, 400」を「196, 900」に、「245, 300」を「246, 400」に改め、同部 35 の項中「196, 900」を「198, 400」に、「246, 500」を「247, 600」に改め、同部 36 の項中「198, 400」を「199, 900」に、「247, 800」を「248, 900」に改め、同部 37 の項中「199, 700」を「201, 200」に、「248, 700」を「249, 800」に改め、同部 38 の項中「201, 000」を「202, 500」に、「250, 100」を「251, 100」に改め、同部 39 の項中「202, 200」を「203, 700」に、「251, 500」を「252, 300」に改め、同部 40 の項中「203, 500」を「205, 000」に、「252, 900」を「253, 600」に改め、同部 41 の項中「204, 800」を「206, 300」に、「254, 300」を「255, 000」に改め、同部 42 の項中「206, 100」を「207, 600」に、「255, 700」を「256, 400」に改め、同部 43 の項中「207, 400」を「208, 900」に、「257, 100」を「257, 600」に改め、同部 44 の項中「208, 700」

を「210, 200」に、「258, 400」を「258, 800」
に改め、同部45の項中「209, 800」を「211, 300」
に、「259, 600」を「260, 000」に改め、同部46の
項中「211, 100」を「212, 600」に、「260, 900」
を「261, 200」に改め、同部47の項中「212, 400」
を「213, 900」に、「262, 300」を「262, 500」
に改め、同部48の項中「213, 700」を「215, 200」
に改め、同部49の項中「214, 800」を「216, 300」
に改め、同部50の項中「215, 900」を「217, 400」
に改め、同部51の項中「216, 900」を「218, 400」
に改め、同部52の項中「218, 000」を「219, 500」
に改め、同部53の項中「219, 100」を「220, 600」
に改め、同部54の項中「220, 100」を「221, 600」
に改め、同部55の項中「221, 000」を「222, 500」
に改め、同部56の項中「222, 000」を「223, 500」
に改め、同部57の項中「222, 400」を「223, 800」
に改め、同部58の項中「223, 300」を「224, 600」
に改め、同部59の項中「224, 100」を「225, 400」
に改め、同部60の項中「224, 900」を「226, 100」
に改め、同部61の項中「225, 600」を「226, 800」
に改め、同部62の項中「226, 600」を「227, 800」
に改め、同部63の項中「227, 400」を「228, 600」
に改め、同部64の項中「228, 300」を「229, 400」
に改め、同部65の項中「229, 000」を「230, 100」
に改め、同部66の項中「229, 800」を「230, 800」
に改め、同部67の項中「230, 700」を「231, 700」
に改め、同部68の項中「231, 700」を「232, 700」
に改め、同部69の項中「232, 400」を「233, 400」
に改め、同部70の項中「233, 100」を「234, 000」

に改め、同部 7 1 の項中「2 3 3, 7 0 0」を「2 3 4, 5 0 0」
に改め、同部 7 2 の項中「2 3 4, 5 0 0」を「2 3 5, 2 0 0」
に改め、同部 7 3 の項中「2 3 5, 3 0 0」を「2 3 6, 0 0 0」
に改め、同部 7 4 の項中「2 3 6, 0 0 0」を「2 3 6, 6 0 0」
に改め、同部 7 5 の項中「2 3 6, 7 0 0」を「2 3 7, 2 0 0」
に改め、同部 7 6 の項中「2 3 7, 3 0 0」を「2 3 7, 7 0 0」
に改め、同部 7 7 の項中「2 3 8, 0 0 0」を「2 3 8, 4 0 0」
に改め、同部 7 8 の項中「2 3 8, 8 0 0」を「2 3 9, 1 0 0」
に改め、同部 7 9 の項中「2 3 9, 6 0 0」を「2 3 9, 8 0 0」
に改める。

第 2 条 亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「1 万 2, 0 0 0 円」を「1 万 6, 0 0 0 円」
に改め、同条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項
第 1 号中「2 万 3, 0 0 0 円」を「2 万 7, 0 0 0 円」に、「1 万
2, 0 0 0 円」を「1 万 6, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2
万 3, 0 0 0 円」を「2 万 7, 0 0 0 円」に、「1 万 6, 0 0 0
円」を「1 万 7, 0 0 0 円」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては
1 0 0 分の 9 2. 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分
の 9 7. 5」を「1 0 0 分の 9 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 1 条の規定による改正後の亀山市職員給与条例（以下「改
正後の給与条例」という。）別表の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日
 - (2) 改正後の給与条例第 4 7 条の規定 令和元年 1 2 月 1 日
(平成 3 1 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者
の号給)

3 平成31年4月1日から第1条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の亀山市職員給与条例（次項及び第5項において「改正前の給与条例」という。）別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の給与条例別表の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、改正後の給与条例別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例別表の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例別表の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

6 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の亀山市職員給与条例第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払ってい

るもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の亀山市職員給与条例第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の亀山市職員給与条例第30条第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の亀山市職員給与条例第30条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

7 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。